

高島市民病院テレビシステム設置運営事業者選定プロポーザル 実施要領

1. 趣旨

この要領は、高島市民病院の入院患者さま等の療養環境の充実を図るため設置する床頭台、テレビ、冷蔵庫等の設置・運営を行う事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2. 事業概要

(1) 施設概要

- ア 所在地 滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地
- イ 建物概要 本 棟：地上 5 階建 延床面積 約 14,038 m²
健診棟：地上 4 階建 延床面積 約 3,813 m²
- ウ 病床数 210 床（病棟数：5）
- エ 入院患者数 約 162 人／日（令和 6 年度実績）

(2) 設置運営事業内容

- ア 事業名 高島市民病院テレビシステム設置運営事業
- イ 事業内容

行政財産使用許可を受けて本院が指定する病院内の一部を有償で使用し、床頭台、テレビ、冷蔵庫等療養環境向上のための機器等を設置運営する。（詳細は仕様書による。）

ウ 事業期間

- (ア) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、当該許可満了前の審査により特に問題がなく、継続して許可を与えることが適当であると認められるときは、甲乙合意のもと単年ずつ許可を更新することができる。
- (イ) 使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間満了日の 60 日前までに書面をもって引き続き運営する意思表示をしなければならない。

3. 担当課

高島市民病院 事務部 経営統括課

〒520-1121 滋賀県高島市勝野 1 6 6 7 番地

TEL：0740-36-0220(代)

FAX：0740-36-8058

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、令和7年12月1日において、下記の要件を全て満たす法人または個人とする。

- (1) 床頭台、テレビ、冷蔵庫等のレンタルを取り扱っており、テレビおよび冷蔵庫を1枚のプリペイドカードで利用できるシステムを有すること。
- (2) 平成30年度以降に、病床数200床以上の総合病院への導入実績が継続して3年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 高島市から現に指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. 配布資料および配布方法

- (1) 配布期間 令和7年12月1日（月）から令和7年12月24日（水）まで
- (2) 配布方法 高島市民病院ホームページからのダウンロードによる。
- (3) 配布資料

ア 高島市民病院テレビシステム設置運営事業者選定プロポーザル実施要領

イ 高島市民病院テレビシステム設置運営事業仕様書

ウ 参加申請書（様式1）

エ 誓約書（様式2）

オ 申請者の業務概要（様式3）

カ 企画提案書（様式4）

キ 質問書（様式5）

6. 参加申請に関する事項

(1) 参加申請書の提出

ア 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月24日（水）まで、受付時間帯は午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし土・日曜日および祝日を除く）。

イ 提出方法

次の申請書類を「3. 担当課」へ持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は期限までに到着したものに限り受け付けるものとする。

(ア) 参加申請書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 市税の未納がない旨の証明書（該当者のみ提出）。

(エ) 国税の未納がない旨の証明書もしくは領収書の写し。

(オ) 申請者の業務概要（様式3）

会社案内（パンフレット等）があれば添付すること。

(カ) 運営実績を証する書類

「4. 参加資格要件(2)」の運営実績を証する許可証、契約書等の写し。

ウ 参加資格の確認通知

参加資格の確認の結果は、令和8年1月13日（火）までに通知する。

7. 企画提案に関する事項

(1) 企画提案ならびに仕様書に関する質問および回答

ア 受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月10日（水）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし土・日曜日および祝日を除く）。

イ 提出方法

「質問書（様式5）」を「3. 担当課」へ提出すること。提出方法は持参、郵送、FAXのいずれかの方法による。なお、持参以外の場合は、必ず電話等で到達の確認をすること。

ウ 回答

令和7年12月16日（火）までに、参加資格を有する者全員にFAXで回答する。

(2) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月24日（水）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし土・日曜日および祝日を除く）。

イ 提出方法

「3. 担当課」へ持参または郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着とする（必ず電話等で受理の確認をすること）。

ウ 提出書類 企画提案書（様式4）および添付資料

エ 提出部数等

- (ア) 添付資料を含め、6部提出すること。なお、内訳は企画提案書に社印を押した正本を1部、副本を5部とする。
- (イ) 設置機器のパフレット類は、企画提案書の正本に1部添付し、副本には該当部分の写しの添付で差し支えない。

8. 設置事業者選定等

(1) 設置事業者選定方法

- ア 本件に係る業者を選定するに当たり、受理した企画提案書等を公平かつ客観的に審査し、設置事業者の選定について審議するため、高島市民病院テレビレンタルシステム設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- イ 選定委員会は、提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、最優秀提案者および次点者を選定する。
- ウ 選定委員会による選定は、書類審査により実施する。ただし、委員会が必要と認める場合は、提案者に対してヒアリング審査を実施することがある。ヒアリング審査を実施する場合は、提案者あて別途通知する。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、提案者全員に文書で通知する。

(3) 設置事業者の決定等

- ア 選定委員会において選定された最優秀提案者に対し、条件等の最終協議を行ったうえで設置事業者に決定する。ただし、協議が整わず事業開始が困難になった場合は、次点者と同様の協議を進め、設置事業者に決定する。
- イ 決定された設置事業者は、高島市病院事業施設使用規程（平成23年高島市病院事業管理規程第7号）に基づく願書を提出しなければならない。

9. その他

(1) 以下に掲げる者が行った提案書等の提出は無効とする。

- ア プロポーザルに参加する資格のない者
- イ 虚偽の内容を記載した者
- ウ 誤字・脱字等により意思が不明瞭な提案書等を提出した者
- エ 実施要領等に記載されている事項に違反した者
- オ その他公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者

(2) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、選定以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 提出書類等の返却は行わない。また、原則として、いったん受領した書類等の差替えおよび再提出は認めない。

- (5) 提案に要した経費は申請者の負担とする。
- (6) 決定された設置事業者の申請書類および提案書類に虚偽が見つかった場合は、事業施行中であっても許可を解除することがある。

10. 現行のテレビシステムの運営状況について(参考)

(1) 利用者負担

	現 行
テレビ	約 50 円／1 時間
冷蔵庫	約 100 円／24 時間

(2) 巡回：閉院日以外全日

(3) 施設使用料：毎月、カード売上の 65%

令和 5 年度 使用料実績：3,765,204 円

令和 6 年度 使用料実績：3,855,878 円